

かいほう

東京都公立小学校事務職員会 会報 第172号

http://otegaruhp.com/tokoushouji/html/_TOP/

平成22年8月16日発行

東京都公立小学校事務職員会

発行 会長 岩上 直人 (板橋区立北前野小)

編集 広報部長 小野 明 (品川区立台場小)

〒140-0002 品川区東品川1-8-30

TEL 03(3471)3397(代)

広報部 岩瀬たつ子 (世田谷区立中町小)

鈴木 裕美 (三鷹市立羽沢小)

渡部 正徳 (北区立浮間小)

平成22年度 講演会・研究総会報告

平成22年5月20日(木)武蔵野公会堂において、平成22年度講演会・研究総会が、開催されました。冒頭、研究部から、「学校事務職員の現状と今後」について、研究報告がありました。

講演会は、講師に自立支援ホームあすなろ荘援助スタッフ高橋亜美様に、「自立援助ホームにたどりついた子どもたち～自立援助ホームからみえる子どもたちの貧困～」の演題でお話をいただきました。

研究総会は、会員総数1403名、代議員数300名、(55支部)の定数に対し、出席代議員218名、表決書26名、委任状19名 合計263名で総会が成立し、開会しました。会長の人事異動による会長代行挨拶、議長選出に続き21年度事業報告、決算報告、監査報告、22年度事業計画案、予算案が審議され承認されました。最後に新会長他、役員のおすすめが承認され、総会は終了しました。

(広報部 岩瀬 たつ子)

研究報告「学校事務職員の現状と今後」

研究部 松田 典男

はじめに

この題名をごらんになり「エッ!?!」と思われるかと思います。これは、平成20年度本会研究大会の研究部報告のときと同じ題名なのです。

昨年度末、都教委から地教委教育長宛文書「学校事務職員の標準的職務について(通知)」が通知されました。この文書で各支部・学校現場は、混乱している状態です。研究部は、この文書が出された経緯等、また、研究部の活動をもう一度振り返り、研究しなくてはならないと考え、2年前の報告と同じ題名としました。

1. 「教育管理職等の任用・育成のあり方検討委員会」(省略)

2. 今 後

地教委によっては、「学校事務職員の標準的職務」が出されています。今後は、多くの地区で加速的に出される可能性があります。

都教委は、着々と検討委員会最終報告で出された事項を進めてきています。今後は、人材育成研修等が行われることとなります。

研究部としては、「標準」とは何かを全体を見渡しながら考えて生きたいと思います。今後は、アンケートを実施し、学校環境を把握したいと考えています。また、研修団体としての事務職員会の存在を議論していきます。

おわりに

現在、研究部は、少人数で活動しています。学校を取り巻く環境が大きく変化する中で、研究をしたいことが沢山ありながら、部員の負担も増え、なかなか前に進めない状態です。一緒に研究していただける方がいらっしゃいましたらご一報ください。お待ちしております。

－ 講演会 －

講師に、自律支援ホームあすなる荘の高橋亜美氏をお迎えしました。日々、子どもたちの厳しい現実を心と体で感じている高橋氏のお話には、強く訴えるものがありました。ビデオで実際の生活の様子を見せていただいたり、いくつかの具体的な事例をお話いただきましたが、こちらが予定していた時間ではまだまだ話が尽きず、もっとお話を聞きたいと思った方も多かったのではないのでしょうか。「かいほう」掲載にあたり、高橋氏より、改めて原稿をいただきました。高橋氏の思いの詰まった内容になっています。ぜひ、お読みください。
(広報部 鈴木 裕美)

『 講演させていただきありがとうございました 』



自立援助ホームあすなる荘 高橋 亜美

東京都公立小学校事務職員会研究総会でお話をさせていただきました。
はじめに、参加者の皆様の貴重な時間をいただいて講演させていただいたにも関わらず、私の時間配分の不備のため十分なお話が出来なかったことのお詫びを心より申し上げます。
本当に申し訳ありませんでした。
今回会報誌に執筆させていただく機会をいただけましたので、ここで講演でお伝え出来なかったことと、事務職員の皆様と共有したいことを改めてお伝え出来たらと思います。

現在、年間5万件にもものぼる児童虐待の実態、虐待のニュースは毎日あたりまえのように報道されていますが、虐待を受け保護された子どもたちはどこでどんなふうに住んでいるのか、家庭で生活の出来ない子どもたちのセーフティネットとなる「社会的養護」の仕組みはなかなか一般に認知されていない状況です。今回の講演では、社会的養護の仕組みと現状、虐待を受けた子どもたちの児童福祉施設のひとつとして位置づけられている「自立援助ホーム」について、ホームでは子どもたちにどんな支援をしているのか等話をさせていただきました。

私は児童虐待問題を特別な家庭の特別な事柄として扱うのではなく、私たちが形成している社会で起きている私たちの社会の問題として、社会に生きる大人一人一人の問題として問うていける社会になってほしいといつも心の底から強く思っています。

子どもたちにとって、自分を大切に扱ってくれる誰かは親だけである必要はありません。
近所のおじさん・おばさん、友達のお父さん・お母さん、スーパーの店員さん、図書館のお姉さん、駄菓子屋のおばあちゃん、塾の先生…いろんな大人たちが、いろんな場所で子どもたちと関わる機会を持っていて、直接何かは出来なくても“あたたかなまなざし”で見守ることが出来ること、見守ることが大人としての責任でもあることをもっと自然に意識出来たら、子どもも大人も安心出来るし、肩の力も抜けます。

そして誰よりも何よりも、義務教育に携わる学校の教員・職員の方々の存在は、“子どもたちの生きる”を社会で保障するための最後の砦となっているのだと思います。

しかし現在、義務教育が単なる教科学習のための場ではなく、子どもの成長・いのちや心を育む場所であるという根幹が大きく揺らいでいるように感じてなりません。

何故なら、あすなる荘の子どもたちの多くが“不登校”という名のもと、義務教育から排除されてきているからです。義務教育は、子どもが健やかに生きていくために欠かすことの出来ない子どもの権利です。「子どもが学校に行かないことを選択している背景」を教育の現場ではもっともっと重視する必要があります。この国お得意の自己選択という言葉や、各家庭の事情、子どもたちの意志を尊重して…どれもこれも私にはとても陳腐な言葉に聞こえます。

「社会が、関わりにくい難しい子どもや家庭を養育放棄しているだけでしょう」と思います。

もちろん学校に、子どもに関わるすべてのことをやってくださいとは思っていません。学校から福祉や地域、医療に繋げて、社会全体で子どもと家庭を支援するための「機能する仕組み」を持つ必要があります。ただその仕組みを有効に機能させるためには、学校の意識や体制がどうあるかにかかっています。

そんななかで事務職員の方は、今の学校の現場で、困難な状況にある子どもや家庭にとって非常に重要な役割を担っているのだと思います。また義務教育のあり方に、この今、学校現場から問題提議できるのも事務職員の方しかないのではないだろうとも思います。

義務教育の無償を憲法でかかげているのなら社会は遵守しなければなりません。

権利として保障されている教育の場に、支払いの有無によって受けられない事柄がでることは本当におかしいです。公立であるならなおさら、どの子どもも平等に教育を受けられるようにという原点に立ち返ってほしいと強く思います。

修学旅行に行かなかった子…本人は体調が悪くて行かなかったと言っていました、実際は旅行積立金が支払えず行けませんでした。

裁縫箱セットが買えなかった子…家庭科の授業をいつもサボっていました。

鍵盤ハーモニカが買えなかった子…音楽の授業がある日は学校を休みました。

給食費が滞っていたとき、担任から「来月払えないと給食食べられなくなるよ」と言われた子…

これらはあすなろ荘の子どもたちの義務教育費にまつわる事例のほんのほんの一部です。

道具が買えない子には貸し出しをしている学校もあるそうですが、子どもたちのなかには借りるのが恥ずかしくてサボるようになったという子も多くいます。貸すのなら全生徒に貸してください。

購入しなければならない道具を使ってする授業は本当に必要ですか？

本当に購入しなければならないものですか？

値段が安いから高いからではなく、本当に必要なのかどうかを、学校職員の方だけでなく親たちももっと意識することが必要ですよ。

教育費については、事務職員の皆様のほうが私などより、はるかに知識もあり、完全無償化についても長く訴えてこられていると思います。どうか、この状況がしょうがないこと、変えようのないことと決してあきらめないで、子どもたちのために最善なことを今後も一緒に訴えていけたらと思います。

あすなろ荘に入所した、子ども時代に子どもとして生きることが出来なかった子どもたちは、あすなろ荘を退所して年を重ねていくなかでも、本当に苦しい思いをして生きている子がたくさんいます。私は子どもたちと関わることの出来る現場で働いている人たちが、想像力と創造力をもって子どもに関わっていかねばならないと思います。

それは、子どもたちの背景を見透す力・予期する力、子どもたちにどんなサポートが出来るか、生きていくことに希望をもたらすことが出来るか提案する力です。

いつのまにか私たちの国は、なるべく他人の子どもと関わらない社会、知らない子どもは見て見ぬふりをする社会になってしまいましたが、自分や自分の家族が安全で健やかな環境で生きるためには、子どもが身を置く社会全体が安心出来なければその環境は成立しません。

大切なかけがえのない子ども時代を子どもたちに保障するために、個人でできること、地域でできること、教育の現場でできること、福祉の現場でできること、それぞれに知恵をだしあい繋がり連携していけるといいですよ。

最後に貴重なお話の機会をコーディネートしてくださった池澤真由美さんに心より感謝の意を申し上げます

ありがとうございました

心をこめて

※虐待などの事例を書面に書く事が事情により出来ませんでした、プライバシーが守られた場環境でお話をしにお伺いすることは可能ですので、また皆さんと学びあう時間を共有できたらと思います。いつでもあすなろ荘までご連絡ください。

講演「自立援助ホームにたどりついた子供たち」を聞いて

足立区立鹿浜小学校 半田 孝好

私は、今日の講演を聞いて自立援助ホームという物の存在を始めて知りました。15歳から20歳の家庭がない児童や、家庭にすることができない児童に対して、入所してもらい、その児童の自立の支援をするホームだそうです。

児童自立生活援助事業として児童福祉法第33条の6に位置付けられているのだそうですが児童福祉法なる物自体が良く分かりませんでした。

現在、全国に57箇所が設置されており、1958年、長谷場夏雄という方が作った青少年福祉センター新宿領が日本で最初のホームだそうです。

創立当初は、施設を出された戦災孤児の居場所でしたが、当時は食事を与える。布団に寝かせる。仕事を一緒に探す事が三本柱であったようですが、現在は実の両親がいない児童の入所はまれで、ネグレストを含む虐待による入所がほとんどだそうです。処遇としては、虐待の傷を癒す事・大人との信頼関係を回復させる事が基本となり、その後人間関係調整機能、収入確保機能、生活維持、管理機能、発達に応じた社会化機能の成長を目指しているようです。

入所児童の特徴としては、親等の虐待に拠る入所がほとんどを占めているようです。又、全日制の高校に通えない児童が主に入所し、近年は軽度知的障害者も3割程度入所しており、そのわりあいは増えているようです。

高校生で全日制高校に通っていない児童は、児童養護施設に入所することが極めて困難なため、自動的に自立援助ホームの扱いになるようです。自立援助ホームでは、月に三万円程度の家賃（食費・光熱水費・雑費を含む）をホームに支払う必要があり、将来に備えての強制的な貯金もさせられるようです。ほとんどの入所児童が中卒である為、正社員としての就労も難しく、現在の不況下ではアルバイトを探すのも困難となっているようです。

このようなお話を伺って、何か釈然としない、不公平感を感じました。

又、現在、このような境遇の児童が全国で5万人近くいると言う事にも驚きを感じました。講師の高橋亜美さんのお仕事に、敬意を表すと共に、あすなろ荘のスタッフの方を始め、全国の自立援助ホームのスタッフの方のご健闘を祈る気持ちで講演を聞かせていただきました。

ありがとうございました。

「講演会を聴いて」

匿名希望 Aさん

総会に先立ち「自立援助ホームからみた子どもの貧困」という演題で講演会がありました。

まず、演題を見て違和感が2つ・・・。自立援助ホーム？貧困？恥ずかしいことに自立援助ホームという存在を全く知りませんでした。さらに、働いて賃金を得て、一応食べることに困らない程度の生活ができていると思われる私には・・・少なくとも身近には貧困という状況がありませんでした。

講演の中で、自立援助ホームの彼らは社会人同様の義務と責任を負い、限られた金額での生活を送っている事実を知り大変驚きました。生活する上で最低限の規則や制約は誰しもありますが、金銭的に自由に使える程のお金もないという現状を持つ彼らの話はセーフティネットという言葉がかすんでしまう感じがしました。こいうところに税金使えばいいのに！などと思っていました。

そんな状況下でありながらもたくましく生活する彼らには感激しました。少なくとも私はそんな状況に耐えられず、そんな境遇を受け入れることができないだろうと感じました。

帰れる家、いつもの生活、必ず来ると思っていた明日・・・すべてにおいて自分は幸せな状況にあったのだと実感しました。

普段の何気ない生活を省みるのにとっても貴重な時間を提供していただきました。ありがとうございました。

講演会を聴いて「自立援助ホームにたどりついた子供たち」

匿名希望 Bさん

「自立援助ホーム」、名前は聞いたことがあるけれど、内容までは…。この程度の認識で講演を聴き始めた。

講師は自立援助ホーム「あすなろ荘」の援助スタッフ高橋亜美さん。ことばで説明するよりということで、最初にNHKテレビで放送された「あすなろ荘」に暮らす子どもたちの様子を見せてくれた。

「自立援助ホーム」とは、親の経済的な事情や虐待など、何らかの事情で家庭に居場所がなく、働かざるを得なくなった原則15歳から20歳までの青少年たちに暮らしの場を提供する施設である。

そこに暮らす青年たちは自分の意思とは関係なく、社会的に自立した生活を迫られる。家庭などの後ろ盾のないまま、誰にも寄り添うことができずに、厳しい社会を独りで生きていかなければならないのである。

児童を支援する施設には「児童養護施設」というものがあるが、こちらは中学卒業後、高校に進学しなければ、退所することになるそうである。児童養護施設には国からの補助もあるそうだ。高校に進学できなければ、児童養護施設を出て、自立した生活を迫られるとは何ともむごい現実だ。

「あすなろ荘」ではスタッフ4人が交代で宿直し、食事の提供や仕事の相談などのサポートを行っている。入所の条件は、「仕事を見つけ、毎日きちんと働く。」遅くても10時から始まる仕事。週5日以上の出勤で、一日6時間以上フルタイムで働く。午後出勤や不規則なローテーション勤務は認めない。寮費(3万円)と自立の積立金(5万円)で合計8万円を給料日に精算する。仕事は、非正規職員やアルバイトのため、寮費と積立金を納めたあとはほとんど手元には残らないそうである。

講師の方が、講演の終了時間を間違えるというアクシデントがあり、話は途中で終わってしまった。消化不良の部分もあるが、こういう現実もあるということを知る機会を得たのはよかった。

講師の話聴きながら、自分にできることはないか、考えてみたが、答えは見つからなかった。できることなんて何もないように思えた。また、大人(親)の身勝手さに腹が立った。そして、我が身を振り返って、反省した。





「 よろしくお願ひします 」

会 長 岩 上 直 人
(板橋区立北前野小学校)

新会長になりました岩上です。まことに微力ですが、力の限り頑張りますのでよろしくお願ひします。私と都公小事とのかかわりは、平成2年度からですからもう20年以上になります。最初からいきなり副会長という大役をまかされ、その後は役員ポストに欠員が出ると次々に埋めていき、気がつけばやっていないのは、会長と監査の二つしかなくなっていました。いよいよ今年は、会長ということで、今までにない責任の重さを感じています。

今年1月に都教委から通知された「学校事務職員の標準的職務について」により、各地教委の規程制定の動きが予測されるのが、今年度の事務職員をめぐる大きな変化の一つです。この件については、本会でも3月8日に都教委に質問書を提出し、文書にて回答いただけるようお願いしてきました。しかし、5月に行われた都教委と小中事務職員会の意見交換会の席上、質問書については、都教委として文書で回答はしない旨の発言がありました。残念ですが、これについては、本会として会員の皆様にお諮りしながら、今後の対応を確認しつつ進めたいと考えています。また、回答はいただけませんでしたが、その会議の短い時間の中で、学校現場の実態と、「学校事務職員の標準的職務について」の問題点を、改めて都教委に訴えました。これからも粘り強く、現場の実態と課題を伝えていきます。

現在、義務制学校事務職員の再任用化が進んでいます。しかし、そんなことはお構いなしに、他局から転入して来た再任用の方も学校では即戦力として、ベテラン事務職員の力量を求められます。学校は生涯小学校で働き続ける教員がその主力を構成していますから、行政系職員の人事任用制度とは関わりなく即戦力であることを求められるわけです。新しい事務職員の仲間にとっては大変な職場です。研修制度も不十分であり、一人職場ではOJTもままなりません。自らの努力で職務能力を高めるしかないのです。しかし、一人ひとりが孤立して仕事しては、解決できないこともたくさんあります。そんな時、あなたの心の拠り所となり、自らの職務内容を検証し合い、高めあえるのが各地区の事務職員会であり、都公小事なのです。今ほど各支部、会員の皆様の連携と協力が必要なきはありません。今までにも増してより一層のご協力、ご支援をお願いいたします。

一都公小事新役員からのメッセージ

「緊張しています」

副会長 名倉 晴子
(荒川区立尾久小学校)

このたび副会長という重責を担うこととなりました。昨年まで財務部では大変お世話になり、ありがとうございました。今年は副会長として会長を支え、会を運営する立場となりました。私の微力がどれだけ会員の皆様のお役に立つかはわかりません。私自身どちらかというと人前に立つことや、人前で話すことが苦手なタイプなので、こういう役柄は不向きなのですが、一度引き受けてしまったものは後には引けず、やるっきゃない（ちょっと古いですかね）でがんばって行きたいと思っております。

時局は順風満帆ではなく波も高いです。事務職員にとって難局であることは事実です。今こそ事務職員の知恵と力を集めて乗り切っていけたらと思います。ピンチをチャンスに、我々はそうやって仕事をしてきたのではないのでしょうか。

かく言う私は大雑把な性格なので、鷹揚に構えてしまうことも時々。お叱りの言葉をいただくことも多いかと思えます。なにぶん新米副会長ですので、みなさんに教えていただきながら一つ一つ解決していきたいと思えます。よろしく願いいたします。

一都公小事新役員からのメッセージ

「研究部部長になって」

研究部長 松田 典男
(墨田区立梅若小学校)

昨年度1月に「学校事務職員の標準的職務」(通知)が出され学校現場は混乱、不安、疑問で乱れているのではないのでしょうか。このような中、研究部は、以前からの「教育管理職等の任用・育成のあり方検討委員会最終報告」の継続研究を行い、「小・中学校における事務職員の活用」の中でこの問題を研究していきます。会員の皆様には、各種情報の提供や研究の報告をすることで、少しでもお手伝いできればと考えています。部長として微力ですが、がんばりますので、ご協力、ご指導のほど、よろしくお願い致します。

また、研究部は、平成24年1月(23年度)に関東地区学校事務職員研究大会(関東大会)で発表を予定しています。現在、部員3名で活動していますが、十分な活動ができていません。研究をお手伝いしていただける人を募集していますので、各支部からの推薦をお願いします。東京都公立学校の未来を語りましょう。

一都公小事新役員からのメッセージ

「 研修部長になって 」

研修部長 中村 直紀
(府中市立府中第七小学校)

学校事務の職に就いて 30 年目を迎え、それなりに齢も重ね、そろそろ事務職員会活動の表舞台からは身を引く時期かと思っていたのですが、思いとは裏腹に「長」のつく立場になってしまいました。

そもそも、研究会の御膳立てのような、多方面に気を配らなければならない業務は、不得手とする分野で、きちんと運営する自信など全くありません。

しかし、渡世の義理や柵があるとはいえ、引き受けてしまった以上はなんとか形にしなければなりません。

幸いなことに、研究大会という大きな事業が研修部から離れ、全体で取り組む体制になりましたし、経験豊富な研修部理事も揃っていますので、強力なメンバーにおんぶにだっこで乗り切りたいと思っています。

研修部が担当する事業は、学校事務研究会ということになりますが、会員の皆様の参加と実践があって、初めて事業の成果云々をいうことができるのだと思います。

皆様の事業への積極的な参加と、率直なご意見やご感想が組織を成長させる一番の糧となりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

一都公小事新役員からのメッセージ

「 財務部長になって 」

財務部長 小松 千鶴子
(墨田区立菊川小学校)

平成 17 年度に評議員になったのを契機に財務理事になり、名倉財務部長が今年度副会長になったのでエスカレーター式に財部部長になりました。財務は主にお金の計算……と思いきや、会費徴収や支払いで市区役所や評議員・事務職員会会計の方々とお話することも多く、自分の学校や区の中だけではわからないことをいろいろ教わることができました。会費に関しては、市区役所からの分担金交付が年々厳しくなり、交付申請手続き等で会員の皆様のお手を煩わせていて申し訳なく思います。しかし、予算(会費)あつての会、なにごとにも予算があつてはじめてできるので、支部や個人ではなく、都内のどの小学校でも同じように他の支部の状況や学校事務職員の生の声を聞くことができるよう、会を運営していきたいのです。そのためにも会費の納入にご協力をお願いいたします。また、出張さえ厳しい時代ではありますが、より多くの方に参加していただけるよう出張予算措置のない支部の方々には交通費補助をおこなうなど予算面でも適正かつ柔軟に対処しています。是非、都公小事研究会にご参加ください。理事(特に財務理事)も募集中です。

教育管理職選考B選考の概要

【受験資格】

- 申込日現在、日本国籍を有し、東京都立学校教員として勤務する者のうち、年齢満39歳以上54歳未満の者で、現に主幹教諭である者

【選考方法】

- 第一次選考 択一 1時間 30問 論文 2時間 1題出題する(1,500字~2,000字)
- 第二次選考 個人面接

※ 勤務実績

Q & A

B選考に合格すると、必ず異動になるのですか。

B選考に合格すると、必ず異動になるわけではありません。現任校で任用前研修を受ける場合と、異動して任用前研修を受ける場合があります。
また、指導主事に任用されたり、長期社会体験研修生として派遣されたりする場合があります。

副校長になると、毎日遅くまで仕事をしなければならぬのでしょうか。

主幹教諭や主任教諭が配置されたことや、事務職員の職務内容の明確化などにより、校内での適切な職務分担が可能になりました。また、東京都教育委員会では、調査等の縮減を行い、副校長の職務領域に努めています。

副校長になると、異動はどのように変わりますか。

教員と同じように、原則同一校3年以上勤務した者が異動の対象となります。現在、東京都教育委員会では、子育てや介護があっても副校長になれるように、副校長の通勤時間についてもできるだけ配慮しています。

副校長になると、将来はどのようになりますか。

B選考に合格してから校長になるまで最短でも5年から6年はかかります。いずれ校長になりたいと思っている人は、その分を見越して準備を始める必要があります。



資料1

H22.7.21
教育委員会会議

教職員人事権移譲に対する府教委の考え方(案)

市町村立小中学校の教職員(県費負担教職員)は市町村の職員であるが、人事権は都道府県教委にあり、給与も都道府県が負担している。(例外的に政令指定都市には人事権、中核市には研修権が移譲されている)

一方、人事権は都道府県教委にあるとされているものの、職務監督権や人事異動の内申権は市町村教委に属するなど、県費負担教職員に対する人事権は細分化され分散している。

これらの権限を一元化するため、中央教育審議会等において、教職員人事権は市町村に移譲すべきとされてきたが、関係者の合意が得られないことなどから制度改正は見送られてきた。

本年4月、文部科学省は「教職員の適正配置と人事交流の円滑化等により、教育水準の維持向上を図る」という県費負担教職員制度の趣旨・目的が損なわれない範囲において、条例による事務処理の特例制度を活用し、市町村が処理することとすることは可能」との見解を示し、府内の一部市町村では人事権移譲を求める動きも出てきている。

府教委としては、地方分権、権限と責任の明確化の観点から、市町村に権限移譲する方向性は望ましいとは考えるが、人事権移譲を進めるにあたっては、次の課題があると認識している。

- 採用関係
 - ・ 受験生の数と質の確保(特に近年の大量採用)
 - ・ 規模が異なる市町村間での人材確保の不均衡
 - ・ 公平性・透明性の確保(選考方法、選考基準、試験問題の公開等)
- 人事異動・管理職人事関係
 - ・ 人事異動の硬直化(広域人事交流の仕組みづくり)
 - ・ 児童生徒の減少に伴う教員の過員対策、教員の退職に伴う欠員対策(特定教科)
 - ・ 管理職選考における公平性・透明性の確保、広域交流の仕組みづくり
- 研修関係
 - ・ 効果的、効率的な実施(内容の充実等)
 - ・ 研修施設の確保
- その他
 - ・ 人事権移譲に対応した体制整備(組織、人員、予算等)

今後、人事権移譲の影響を見極めつつ、上記の課題について市町村と十分な協議を行い、相互に共通認識が得られれば、移譲に向けての手続きを進めていく。

八王子市における学校事務職員支援体制について

八王子市立長池小学校 大久保 昌也
(都公小事評議員)

1. 八王子市の学校事務職員の現状

八王子市の公立学校では、平成14年度まで、都費事務職員＋市正規事務職員の2名体制で学校事務を行なっていました。

平成15年度より、市正規職員の引き上げが開始されました。それからの7年間で約100名の市正規職員が学校からいなくなりました。

今年度の市職員の内訳は、正規職員11名、臨時職員74名、任期付職員8名、再任用・再雇用13名となっています。

現在、学校に配置されている正規職員11名の方は、単に所属校の事務を行なうだけではありません。このことは後述します。

平成15年度から7年の間に私たち都費事務職員のパートナーは、正規職員から主に臨時職員に替わりました。

正規職員引き上げ当初は、人件費抑制の目的と学校の事務は都費職員が主体であり、市職員は都費職員のリーダーシップのもとで事務を行えばよい、それゆえ正規職員である必要はない、と言った論理が強かったと思います。

しかし、ここ数年間における学校の大きな変化の中であって、事務室がしっかり機能していくことが重要であると市教育委員会において強く認識されてきました。ここにおいて、八王子市では学校事務職員の支援体制確立が急務と言える課題となったのです。

2. ここ数年の学校の変化について

学校の大きな変化については、いろいろな要因が挙げられますが、私が八王子市へ異動しての8年間では、特に次の2点が大きかったかと思われれます。

①国や市の教育施策に大きく左右される教育現場、②教員の急激な世代交代です。

まず、①国や市の教育施策に大きく左右される教育現場についてです。

保護者による学校評価の実施、学校評議委員設置、地域運営学校の開設、学校選択制の実施、小中一貫教育推進及び小中一貫校の開設、若手教員の研修体制強化、特別支援教育の推進と特別支援学級の開設、放課後子ども教室……。国レベルでは、学習指導要領の改訂によりゆとり教育が見直されることになり、授業内容や授業時間数が増えたほか、外国語活動としてALTが来るようになりました。

これらの施策がたった7、8年の間に矢継ぎ早に押し寄せてきたため、副校長を中心に対処するために費やされた労力は相当のものがあつたし、現在も進行中です。

次に、②教員の急激な世代交代です。

かつて退職といえば定年退職が一般的だったと思います。が、多くの事務職員の方が勸奨退職の事務をここ何年かの間に経験されているのではないのでしょうか。50代半ばから後半の教員の勸奨退職が本当に沢山ありました。その結果として、20代の若手教員が新規採用され、学校現場の世代交代が急速に進みました。

若手教員が多くなるにつれ、従来教員の間で完結していた事務がまかないきれない事態が生じ、必然的に事務室で関わらざるおえなくなって来ています。教科書給与事務や学年徴収金の事務などがそれに当たります。

また、若手教員から様々な質問が事務室に寄せられるようになり、適切なアドバイスをすることも私たちの重要な役割になってきています。

①により主に副校長の業務が急増し、本来担ってきた事務が十分に出来なくなってきたこと(＝事務室でのフォローが重要になって来ていること)、また②により教員の間で完結していた事務の一部が事務室へ回ってきたことなどにより、事務室の業務量は確実に増えてきています。

3. 学校事務支援体制について

学校を巡る大きな変化の中、私たちの業務が拡大してきた流れをざっと見てきました。市教育委員会では、年々多忙化する学校現場において、事務職員の果たす役割が重要なものであると改めて認識するようになりました。

そのため、①短時間勤務職員（＊正規職員扱いとなる、具体的には再任用や任期付短時間職員のこと）配置の順次促進、②短時間勤務職員や臨時職員への支援及び研修体制の充実を図るようになりました。

また、市職員だけに止まらず、都費職員の支援も視野に入れていきます。

近年、都費職員においては再任用職員が年々増加しています。他局を退職され、自宅に近い八王子市の学校を希望される方もいます。東京都において再任用職員の積極的な活用という方針に変化がない限り、この流れは今後も進行していくでしょう。

学校事務経験がないまま学校に配属された方の場合、事務の流れがよく分からず、とまどわれることが多いようです。こうした方に学校事務の進め方や内容を理解してもらうことがたいへん重要な課題となっています。市教育委員会ではそのことを考慮して効果的な研修体制を整え始めています。

では、具体的な学校事務支援体制とはどのようなものかを見ていきます

支援体制の主体を担うのは、現在、学校に配置されている市正規職員11名です。この11名の方は、拠点校配置事務職員と言われ、所属校の事務を行なうとともに、ブロック内の市事務職員の支援を行います。支援の内容は、物品購入や財務会計システム、給食会計や庶務事務などの電話・メールでのアドバイスや相手の学校へ出張して直接事務処理方法を教えることもあります。また、ブロック内で研修会を開催し、契約事務などをテーマに注意すべき点を話し合ったりもしています。拠点校配置事務職員は、実質的にブロック長的な役割を担っていると言えます。

拠点校配置事務職員が、ブロック内で日常的に支援を行うほか、教育委員会内には学校事務室等への支援を担う校務支援担当という係が立ち上げられました。この係では次のような業務を行います。

①都費職員・市職員の新任・転任者を中心にした研修を行う。

②支援担当者会議を開催し、学校事務職員への支援体制や研修のあり方を話し合う。

（メンバー：教育総務課長、市教委校務支援担当職員、拠点校配置事務職員、併任職員、都費事務職員の代表者）

③学校運営協議会や学校 ICT、私費会計などの校務支援を行う。

4. 併任職員制度について

八王子市では、今年度から、市の職員2名が都へ派遣され、都費事務職員として市内の学校に勤務しています。

この制度については、従来の学校事務職員制度から見れば例外的なものと言えます。

東京都からの要請により八王子市がこの制度を取り入れた目的は、八王子市の行政職員が都費の仕事を担当していくことで市の教育施策が学校現場により反映し、地域連携や特色ある学校づくりが進むことや、他局からの再任用の増加や都費事務職員欠員時の対応のためと説明されています。

学校数の多い八王子市では毎年のように他局からの転入者もあります。

併任職員2名の方は、市正規職員として学校経験もあり、また事務局での経験もあります。それに加え今回都費職員として、給与関係等の事務に携わっています。そのため、学校事務についてはオールマイティな理解がなされています。

このスキルを生かし、今後は他局等からの転入職員への研修や個別の支援に当たっていくことも期待されていると思われます。

5. まとめ

東京都教育委員会の都費学校事務職員の研修体制やフォローアップ体制は不十分であり、東京都公立小学校事務職員会が主催する実務研修の方が私たちにとっては役立っているという実感がある方も多いのではないのでしょうか。

ただ、区市町村段階では、契約事務や物品管理のやり方が違うこともあり、その区市町村で適切な研修体制を組んでいく必要があります。また、大きく変わる学校現場にあって少数職種である事務職員が滞りなく業務を行っていけるためには、事務室に対する区市町村教育委員会のバックアップ体制が重要と言えるでしょう。

今回、ご紹介した取り組みは本市と同じような事情を抱える自治体に取り、今後の参考になるものかも知れません。八王子市の学校事務が今後どのような方向に進んで行くのか、機会があればご報告していきたいと思います。

編集後記 今年度も、かいほうをよろしくお願いします。

「標準的職務」のその後、皆さんの学校では何か変化はありましたでしょうか？

「学校事務の明日を読む」でご紹介しました、都教委のニュースはもちろん、500キロ離れた大阪のニュースも、何か無関係ではないように思われます。八王子支部さんの特別寄稿は、広報部長の期待を遙かに超えた濃い内容です。ぜひ皆さんのご意見・ご感想をお寄せください。特集化も検討しています。学校事務は今、嘗て無い程に、「明日を読む」事が難しくなってきました。

(広報部長 小野 明)

次号かいほう第173号 予告

1. 全国大会参加記
2. 「中堅職員研修（組織支援力）※勤続20年目悉皆」受講記
3. 特集①「標準的職務通知—その後—」

原稿募集！

- ・文字数 : 800～1200字
- ・送付期限 : 10月29日（金）
- ・形式 : ワードまたは一太郎データ
- ・送付方法 : 電子メールまたはFD郵送
- ・送付先 : 品川区立台場小学校 事務室 小野 明（広報部長）

〒140-0002 品川区東品川1-8-30

ono-akr@city.shinagawa.tokyo.jp